

新世紀における農業・農村の課題

秋山 邦裕

(農業経営学研究室)

平成17年8月10日 受理

要 約

本稿は、今後の農業・農村の課題をまとめたものである。本稿は市民向けの原稿を基にしている。論文の構成は3部からなっている。第1部は農村の課題である。開放系の農村への再構築の課題について、論点をまとめている。また、第2部は農業経営の問題である。農地制度改正に伴い、農業経営を開放系へと転換する方向について論じている。さらに、第3部はイタリアの事例を参考に取り上げた。今後の展開方向について具体的なイメージを提案している。新世紀における農業・農村の課題は「開放系」への転換である。わが国でも、国民に開かれた農業・農村の創出が重要な課題となっている。

キーワード：農村計画，農業経営，農地制度，開放系

1. 開放系農村創出の展開方向

1. 新しいライフスタイルとしての農的暮らし

農村の暮らしに憧れている人たちが増えている。単なる「癒して」としての憧れ願望にとどまらず、いまや、実際に農村へ踏み込んで実践を開始する人が急速に増加しつつある。新しいライフスタイルの模索がはじまったようだ。多くの人々が「生活の質」の充実を求め、それを「農的暮らし」に見出しつつある。こうした動向は、大きな時代の変化の兆し、とあってよいだろう。「本物の豊かさ」とは何か？ 従来の会社人間的な生き方は人気低落中だ。地位や名誉、高収入を求めて、自らの身も心も削り、さらには家族や地域社会を省みずに、目的を達したとしても、それが「本物の豊かさ」なのかどうか、疑問である。また、人間が機械や情報機器などのスピードに合わせて単純作業を強いられるようなスタイルは「労働の質」が劣る、とあってよい。

では、新しいライフスタイルはどのようなイメージになるのだろうか？ 生命のリズムに合わせた「スロー」な暮らしと労働、その具体的なモデルとして「農的暮らし」が浮かんでくる。作物や家畜などの生命過程に沿って人間が働き、季節の移り変わりに従って多様な異種作業を行う、これが「労働の質」「生活の質」がともに高い「豊かな」ライフ

スタイルとして認められつつある。従来、不便、あるいは劣悪と考えられていた諸条件が「質の高い」スタイルとして再評価されはじめたのである。しかしながら、こうした「豊かな」「農的暮らし」の実現には、多くの困難が横たわっている。まず、参入障壁がある。一般の人が農地を買ったり借りたりすることは農地法で規制されている。また、本格的に農業を開始するには、機械・住宅など取得のためにまとまった資金が必要になるし、それなりの農業技術を身につけていなければ失敗して経済的に破綻するだろう。リスクの少ない、ソフトな実現方法はないのだろうか？

さて、鹿児島県では、農業構造改革特区が加世田市、西之表市などで実施段階に入っている。特区における規制緩和の内容として、一般企業の農業経営参入が新聞報道などでは注目されている。実際、実施内容としても企業の参入事例が多い。また、農地取得の下限面積緩和(10a)が認められている。しかしながら、私が最も興味をもっている点は、市民農園の開設主体が生協やNPO法人さらには一般企業にも認められたことである。残念ながら、こうした新しい主体による市民農園開設事例は少ない。加世田市の特区用地面積は250haに及ぶ。この特区申請の準備段階に私もかかわった。そこでは全体を「農村文化公園」として構築することが検討された。

これは、オープンスペースとしての公園の内部に農業生産・加工・販売・交流機能をもったゾーンを設けるという内容である。滞在型市民農園、農業研修・新規参入者農園、企業参入・研究農場、定住農園、などが各ゾーンに配置される。とくに、滞在型市民農園は全国的に急増中なので、加世田市でも生協・NPO法人あるいは一般企業が開設すれば、利用希望者が多数出てきそう（当面30棟程度予定）。ラウベ付農園の規模は小屋20-50㎡、農地100-300㎡程度であり、これで利用料は月額2-5万円である。数家族で共同利用すれば、単価はさらに下げられる。なお、地元で管理組合が設けられれば、農園が荒れることはない。これが実現すれば、市民にとって「農的な暮らし」がより身近なものになり、新しいライフスタイルが普及・定着することになるだろう。

2. 滞在型農村空間創出の課題

21世紀の成長産業は観光である。国際観光の舞台では、世界の海外旅行者数は2010年には10億人、2020年には16億人、と急速に増大すると予測されている。この増大予測の中心地域は東アジアである。「アジア大交流の時代」が到来する。

日本から海外へ出かける人は、毎年、1700万人あまりに達する。また、日本を訪れる外国人は500万人程度で推移している。つまり、国際観光では、日本はお客様「最先進国」、かつ、集客・受入れ「後進国」である。

外国人旅行受入れ数の国際ランキング（2002年）をみると、ベスト5はフランス、スペイン、アメリカ、イタリア、中国である。日本は33位、アジアの順位でも中国をはじめ、韓国などに次いで8位という状況だ。その結果、わが国の国際観光収支の現状は、約3兆5千億円の支出超過、要するに赤字である。

「大交流時代」に対応するために、わが国でも国際観光への取り組みが本格的にはじまった。国土交通省は『グローバル観光戦略』を2002年末に発表した。次いで翌年には、総理大臣主催の「観光立国懇談会」が報告書を出し、関係閣僚会議が『観光立国行動計画』を発表している。そして昨年、『景観緑三法』が制定・施行され、国土交通省は『美しい国づくり政策大綱』を発表している。

具体的には「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が本格的に展開され、官民挙げての集客宣伝がはじまった。訪日外国人旅行者の7割を占める五大重点

市場（韓国・台湾・中国・香港・アメリカ）がターゲットとして定められ、観光情報サイトが開設され、提供情報の拡充が図られつつある。

また、北米市場をターゲットに、日中韓三国の観光局連携による共同観光の取り組みも開始された。今年開催の愛知万博、今後開催予定の北京オリンピック、上海万博などを契機に、訪日集客最終目標は「2010年に1千万人達成」となっている。要するに、これは集客倍増計画といつてよい。

さて、こうした国家戦略に基づく諸施策が実施過程にあるが、農村はどのような方向を目指すべきなのだろうか。国際観光先進国のフランスやイタリアの動向から、そのヒントを探ってみよう。

両国のイメージとして第一に浮かぶのは、最先端デザインのファッションやブランド品、などであろう。しかし、肝心なのは、農村や地方都市が観光の重要な舞台になっている点である。

特に、国内・国外からの長期滞在型旅行の主流は農村へと向かっている。フランスのプロヴァンスやイタリアのトスカーナなど、日本人でも知っている農村は多いだろう。バカンス時には外国の車も多数、農村へやってくる。それも家族単位の旅行が主流である。

田園風景に囲まれた農村レストランは、地元食材料理と手作りワインをゆっくりと味わう人達でにぎわう。長期滞在の宿は快適な田園ホテルであり、その多くは農家民宿である。滞在費や飲食費は安い。食材は新鮮で、料理やワインの味もよく、地域独自の食材や加工品メニューがある。

農村レストランには、一流のシェフがいることも多い。農村レストランや田園ホテルの建物は古い石造りの家屋や家畜小屋などを修復・改修して利用している。その雰囲気は農村景観によくマッチし、独特の美しさを形づくっている。また、長期休暇に合わせて学校の休業時期が地域別に分散して設定され、時期が集中しないように配慮がなされているので、快適な家族長期旅行が可能になっている。

ヨーロッパの事例は「夢のような」話に聞こえるかもしれない。実際、日本では親子・家族旅行で長期滞在経験のある人は極めて少ない。しかしながら、「家族旅文化」の形成は「真の豊かさ」を実現するための国民的課題、といつてよい。昨年、長期家族旅行国民推進会議が「〈家族仕様〉の旅文化を拓く」という報告書を出した。わが国でも、家族向けの滞在型農村空間の創出が本格的実施段階に入る。

農村は国内や外国の旅行者に、快適な長期滞在の場を安く提供できる潜在力をもっている。今後、農村の力を活用する方向で、地域の観光戦略を再構築することが急務の課題である。すでに、北海道は広大な農村景観を核に位置づけて、集客力をアップしている。九州でも、農村との連携強化が図られれば、観光の新たな飛躍が期待できるだろう。

3. 「共有資産づくり」としての景観創造

ヨーロッパ旅行では都市や農村の「景観の美しさ」が強く印象に残るようだ。とくに、多くの人が農村景観の美しさに感動して帰ってくる。しかし、美しい景観は自然に存在するものではない。人々が景観を計画的に創出してきた、という点を忘れてはならない。

たとえば、ドイツの「美しい村づくり運動」コンクールが1961年から始まった。この運動の先導役はバイエルン州だ。当時、西ドイツ政府は農業近代化政策を打ち出し、規模拡大による効率的経営育成を掲げていた。しかし、山岳地域のバイエルン州はこの路線と決別し、「農業は万人のために」「農村で休暇を」のスローガンの下に、旅行のための美しい農村空間創出を計画的に進めてきた。

バイエルン州では自然保護法（1973年）が制定され、それを契機に連邦の自然保護・景観保全法（1976年）が策定された。具体的には湿地・林地の造成、環境保全・ビオトープ創出などに組み込み、「美しい村づくり」を進めてきた。その農村空間を活用して農村レクリエーションの場を国民に提供し、農家民宿や農村レストランなどの複合的な事業展開を図ってきたのである。

さて、わが国でも、昨年、景観法が制定・施行された。これによって、前年に策定された「美しい国づくり政策大綱」の法的根拠ができたわけである。ちなみに、地方自治体による景観形成条例の制定は都道府県で57%に及ぶ。しかしながら、条例は拘束力がないために実効性に乏しく、「絵に描いた餅」の状態であった。景観法は、景観を「国民共通の資産」である、と初めて国民共通の理念を明示した総合的な法律といってよい。法の目的は「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現」と定めている。また基本理念として、①国民共通の資産、②土地利用制限、③地域個性を尊重した多様な景観形成、④住民等の一体的な取り組み、⑤良好な景観

の創出、を掲げるとともに、国・地方公共団体・事業者・住民の責務を明確にした。

景観法にもとづいて、市町村景観計画が策定され、景観地域や住民合意による景観協定などが定められる。住民と行政でつくる景観協議会がそれを支援する。景観整備機構が設けられ、地域のNPO法人や公社などが指定を受けて、景観建造物の管理や土地取得・利用を行う。これが一般的な景観計画の流れである。

景観法の施行にともない、すでに公共事業における景観評価や道路デザインなどが影響を受けて変化しつつある。たとえば、公共事業の景観評価試行事業が全国的に選定され、鹿児島では鹿屋市の肝属川改修事業が設計段階で「良好な景観形成」の評価対象となっている。今後、公共事業は構想・計画・設計・施工・完了、これらの各段階で景観評価を避けては通れない。また、道路デザインについても「景観面での美しさを備えた道路の整備」を目的とした指針が、新たに定められる運びになっている。道路デザインは、これまでの自動車中心の移動効率優先志向から「美しい道路づくりを通して美しい国土を形成する」方向へと、転換を迫られている。

すでに北海道で試みられているシーニックバイウエイの取り組みに、今後の具体的な方向が端的に現れている。これは景観（シーニック）と横道の合成語である。いわば脇道は、移動効率優先の幹線道路（ハイウェイ）と比べて、効率が悪い。だが、その沿道の景観整備によって、移動プロセスを楽しむ地域デザインが試みられつつある。この試みは、アメリカの道路美化法（1965年）やシーニックバイウエイ法（1989年）をモデルとしている。アメリカでは、この指定ルートが数多くあるという。北海道では「旭川―占冠」「千歳―ニセコ」のモデル・ルートが指定され、沿道景観づくりを軸に観光・地域活性化の試みがはじまっている。ちなみに、「旭川―占冠」ルートには「北の国から」「優しい時間」「鉄道員・ぼっぼや」などの映像ロケ地があり、魅力的な風景として人気がある。

なお、農村では景観農業振興地域整備計画が策定される。「景観法運用指針」には、「国民共有の財産として国民的視点から農山村の振興を図っていくこと」が明記されている。景観と調和した営農条件の確保や耕作放棄地の防止・解消、などが今後の課題である。

景観創造は地域と国民の共有資産づくりである。

今後、共有資産がどれだけ増えるのか、それは私たちの取り組みにかかっている。

4. 農村を楽しく歩き回れる環境整備

いま桜は満開、春は真っ盛りである。満天の桜花の下に人々が集い、楽しく語りながら飲食を共にする。こうした庶民の行楽光景は古くからの恒例行事のように思える。しかしながら、こうした光景は江戸時代から一般的になったスタイルだ。

行楽とは、広辞苑によれば「野や山に出かけて楽しみ遊ぶこと」だ。いわば、農村レクリエーションが庶民の間に普及し、行楽という言葉が江戸中期から使われるようになった。ぶらぶらと戸外を歩き、行く途中で様々な景観や出来事を楽しむことが目的である。

江戸の行楽地は実に多い。江戸の「名所記」「名所図会」「名所花暦」などのガイドブックをたよりに、庶民が四季折々、梅や菊の花見、月見や螢狩や虫聞などを楽しんだという。郊外の寺社仏閣による行楽地経営が盛んになり、いわゆる物見遊山が「宗教活動にレクリエーションの要素」を組み込んだ形で広く普及した。

江戸期に、ぶらぶら歩き回る文化が盛んになった。日帰りで往復十里、約四十キロの道のりを普通に歩き回っていたという。なぜ、多くの庶民がそんなに歩いていたのだろうか。もちろん、自転車も車もない時代であるから、庶民の移動方法は自らの足で歩くしかない。道は歩くために造られ、休憩や食事のための場が設けられた。その沿道には美しい田園風景や家々の庭が続いていたので、楽しく歩き回ることができた。歩きたくなる道があったので歩いたのだ。

長距離を歩き回った背景には、当時、世界最大の庭園都市と評された公園のような江戸の景観があった。訪日した欧米人たちは江戸の街並みを「木々で縁取られた静かな道や常緑樹の生垣などの美しさ」は世界一と賛美し、日本を「庭園の島」と書き残している。江戸は田園都市、つまり農村のような都市だったのである。ちなみに、ソメイヨシノ発祥の地である駒込の染井村は、当時、世界最大の花卉・植木の園芸センターであったという。

明治時代の近代化以降、歩き回る文化は徐々に廃れ、農村が庶民のレクリエーションの場であったことも忘れ去られようとしている。今日まで続いている桜の花見は、「庭園の島」の残影のようにも思える。

近代化されるにつれて、歩き回りたくなるような道は減少し、今では、道の主役は人から車へと移ってしまった。二十世紀は車社会が増長する時代であった。日本は車社会の先頭を走ってきたが、いまや、それも環境・エネルギー面で限界にまで達しつつある。

二十一世紀になっても、足で歩く文化は退行し続けるのだろうか。それとも、人が道の主役に戻り、「野や山」を楽しく歩き回るような新たな時代が復興するのだろうか。最近、お遍路が静かなブームになり、ガイドブックや体験記が数多く出ている。これは新たな歩く文化復興の兆しではないだろうか。

海外に目を転じてみよう。たとえばイギリスでは、農村を楽しく歩き回る方策が長年にわたって実施されてきた。農村ツーリズムとレクリエーションに関するテキストが多数出版され、その中軸に歩き回するためのガイドブックやマップが位置づけられている。1932年に「歩く権利法」が制定され、その後、「歩き回る」という意味のランブラーズ協会という団体が生まれた。この協会は「歩く権利」を主張して活動を行っている。2000年の「歩く権利法」には、歩道にアクセスするための地図化が義務づけられた。

協会の公表では、フットパスと呼ばれている自然歩道はイギリス全土で22万キロ以上、赤道4周分程に及んでいる。その内訳は、人が歩くだけの道が13万キロ、歩行と乗馬・サイクリングが認められているブライドルウェイが3万キロ、軽自動車通行が認められているバイウエイは3千キロ、であるという。数百キロに及ぶ長距離のフットパスはナショナル・トレイルと呼ばれている。こうしたフットパスは私有地の牧場などを通過する形で設定されている。ただし、住宅や家畜小屋から20メートル以内には設定できない。まさに、これは歩行者の天国ではないか。

わが国でも、国土交通省のウォーキング・トレイル事業、農林水産省の美土里の路ウオークコース（隼人町宮内原コース約4キロ）設定をはじめ、多摩丘陵・最上川・根室など各地のNPOによるフットパス導入活動など、新たな歩き回る時代への対応がはじまっている。その舞台は農村である。

5. 自転車のために快適な道を自動車社会への反省一

新緑の季節、5月は自転車月間だ。この月間は、自転車基本法の制定（1981年5月）を記念して定められた。自転車を移動手段として日常的に利用している人は多いはずなのに、基本法や月間を知ってい

る人はまれである。なぜなのだろうか？

いま、世界的な自転車ブームが起こっている。この春に知人が輸入自転車を注文したが、その車種に注文が殺到し、キャンセルになった。別の自転車を注文したが、そこにも人々が群がっているという。現在、世界的に高級自転車は品薄状態になっているらしい。自転車愛好家が増えているのだ。

地球白書によれば「持続可能な経済の礎石は自転車」だという。歩行と自転車は最も普通の移動手段であり、経済的でクリーンだ。地球白書はその持続可能な移動手段のための道づくりを提唱している。この半世紀の間に、車の年間走行距離がアメリカでは四倍、イギリスでは15倍に増えた。こうした先進諸国の動向は持続不可能である。今後、都市では自動車交通の抑制（乗入れ・駐車禁止ゾーンの拡大など）が不可欠であり、それによって住民の「生活の質」が向上する。自転車道のネットワーク・ルートの形成が効率的な近距離交通実現のポイントである。

また、鉄道・バスなどの公共交通機関との連携を図り、駅前輪場設置や自転車持込を容易にすることで、自動車に代替する移動手段が再構築できるといふ。近代的な車を抑制してレトロな自転車に帰れ、という提言は懐かしく人間的な夢物語に聞こえる。

しかし、先進諸国では車社会からの脱却が真剣に模索され、オランダの自転車マスタープラン1991年、イギリスの全国自転車戦略1996年、アメリカの自転車安全向上国家戦略2001年、など国家的な取り組みが始まり、「快適な自転車」交通条件が整備されつつある。わが国でも最近、車・自転車・人のそれぞれの空間を備えた道路構造への転換方向が出された（2001年）。道路構造の転換を実現するためには、国家的戦略と国民の意識変革が不可欠だ。

現状を見ると、自転車保有台数の多い国は中国、アメリカ、そして日本である。現在、日本の保有台数は8700万台だ。高度経済成長期（1961年）には約2千万台であった。この40数年の間に4倍以上に増えた。しかしながら、国内生産は1973年の940万台をピークに、その後、減少し続けて約4分の1の250万台にまで縮小した。現在、完成車が年間約900万台も入ってくる。世界第3位の地位は輸入依存という異常な形で実現し、その結果、利用者のほとんどが安物の自転車に乗っている状況を生み出し、放置自転車問題が起きるようになった。輸入自転車は安物を主流に増えてきたが、最近、欧米から品質のよい車種の輸入も伸びている。二極分化の状況下で、

わが国では「悪貨が良貨を駆逐する」事態が典型的に進行してきた。

価格競争の激化により輸入自転車が急増し、それに伴い、製品不良事故が多くなった。自転車産業振興会は2000年以降、毎年、低価格輸入車の試売テストを行っている。評価基準をすべて満たしている輸入車は、毎年一割に満たない。その結果は製造・納品業者に通知され、改善要請がなされている。しかしながら、改善効果が表れないので、振興会はテスト結果と業者名を公表するようになった。その後も顕著な効果はみられない。

良いものを選択・利用する自転車文化を創っていくことが大切だ。そのためにも、この月間中に良い自転車に試乗してみてもはどうだろうか。乗ってみれば、良いものの快適さがすぐにわかるはずだ。

自転車は、わが国では車の運転手や歩行者から嫌われている。その原因は国の政策にある。自転車は法律上軽車両であり、原則的には車道を通行しなければならない。本来ならば、安全な車道通行措置が講じられるべきである。だが、1970年に交通法の改正で指定歩道の通行が認められ、78年には積極的に歩道通行が進められるようになった。その結果、現在の自転車道は約10万キロ、そのうち歩行者共用の道がほとんどを占める状況だ。自転車用の道路は1622キロに過ぎない。そのうち一般国道はわずかに186キロだけである。自動車の増加によって、自転車が車道から歩道に追いやられ、歩行者に危険を招く結果となっている。現状は貧困な状況だ。

新たな道路構造の方向が示されたばかりだが、その早期実現を望まずにはいられない。

6. 「食べられる景観(エディブル・ランドスケープ)」の復権

都市公園を利用している人は多い。公園には、食べられる物はほとんどない。樹木はあっても果樹はない。花々は多いのに、食べられる実をつけるものは植栽されていない。食べ物がなくて野生の小動物もいない。もちろん、野菜栽培とか、鶏や羊の放し飼いとかが、そういうことはありえない。公園は「食べられない」植物や施設で構成された非生産的な空間である。これは当然のことなのだろうか。

公園は、わが国の制度では営造物公園と地域制公園（自然公園）との二つに分類されている。主に地方公共団体が設置・管理している都市公園は営造物公園である。都市公園法施行令では、住民一人当た

りの敷地面積の標準は10m²以上と定められている。2003年度末の公園整備面積は10万ha強、一人当たり面積は8.7m²（鹿児島県12.1m²）である。ちなみに、1960年当時の公園面積は1.4万ha、2.1m²/人であった。この四十数年の間に、面積は著しく増えたのだが、欧米諸国（一人当たり20m²）に比べ、量的に低い水準といわざるを得ない。

また、新設公園の多くは地価の安い郊外に造られ、日常の生活圏から遠ざかる傾向にある。そのため、住民が量的増加を実感することは難しい。さらに、都市公園には、生産的な空間としての意義はまったくない。都市公園は増加しても、それ以上に都市の農地や周辺の里山は著しく減少した。その結果、「食べられる景観（エディブル・ランドスケープ）」に接する機会は急速に失われてきた。

子供の頃に野や山を駆け回り、桑の実、グミ、野イチゴ、山ブドウ、などを食べた経験のある人は五十歳代の方までだろう。また、「木に登ったことがある」人も年々減っている。木に登る必要がなくなったのだ。たかが木登りではあるが、食べられる景観の喪失が人間形成に影響を及ぼし、食物採取体験のない、動物的感覚の未発達な子供や大人を大量に生み出している、という見方もできる。私たちの生活は様々な食べ物で満ち溢れ、店で容易にそれらを購入できる。この飽食の時代に、食べられる景観を増やそうという提案は共感を得られるのだろうか。

世界各地で食べられる景観が見直され、持続的な地域社会形成のための有効な手段として、様々な試みが始まっている。食べられる景観は「農業公園」の様相を呈する。たとえば、アメリカ・カリフォルニア州のビレッジホームズは、食べられる景観の街として有名だ。民間の開発設計者は「千年後も生活し続けられるような持続的な地域づくり」、いわば千年都市構想を実施したのだ（1981年）。この街には、240戸の住宅があり、近隣の8戸がユニットになり、共用の庭や遊び場が設けられている。敷地全体の三分の一は農地やレクリエーション施設に当てられ、そこには果樹園、ブドウ畑、公園、共同で有機農産物を生産する庭（コミュニティ・ガーデン）などがある。街路樹も生垣も家の外壁面も食べられる景観だ。住民は自由に果実を採って食べられる。果物、野菜、ハーブなどを自給生産で7割もまかなっている。農地があるので、地域内の生ゴミは資源として利用される。また、地域の一体感を醸成する要は、共同作業や収穫祭などだ。

わが国でも、市民農園やコミュニティ・ガーデンが徐々に増えつつある。ちなみに、阪神淡路の震災復興住宅団地の中に、段々畑が設けられ、そこでの住民の共同作業や語らいがコミュニティ形成に役立ったという。また、食べられる景観を採用したガーデンヒルズが奈良県吉野に建設中（103haに1,441戸）であり、コミュニティ農園や市民農園も設計されている。街路樹はサクランボ、グミ、ブルーベリー、リンゴだ。

さらには、全国各地に農業公園が開設され、生産機能を備えた公園が人気を集めている。たとえば、奈良県三郷町の農業生産法人・信貴山のどか村は、中山間地域の集落が設立（1987年）した有限会社である。会社が集落の43戸から農地40haを借り上げて、農業公園を開設した。野菜畑、リンゴ・ブドウ・梅の果樹園、体験農場、花菖蒲園などが整備された。リピータも多く、来園者は毎年20万人だ。また、全国20ヶ所で農業公園を運営している株式会社ファームは2003年に日本の里山をイメージした「日本昭和村」（岐阜県美濃加茂市）をオープンし、入場者数は145万人に達した。食べられる景観には、人を引き付ける力がある。

7. 「生命のリズム」にあった労働と暮らし—世界標準時からの解放・農暦の復権—

お盆恒例の帰省ラッシュがやっと終わったようだ。お墓参り、お祭りなど、楽しい思い出がいっぱいできたことだろう。盆踊りに参加した人も多いのではないだろうか。

本来、お盆は旧暦の7月15日に行われていた。旧暦の15日はほぼ満月だから、その月明かりの下に人々が集って踊っていたのだ。この8月19日は旧盆だ。柔らかい月の明かりには情緒がある。旧暦の行事は合理的に組まれていた。それを新暦で行うと理屈が合わなくなるし、雰囲気も損なわれてしまうのではないだろうか。

国民的行事の代表はお盆とお正月だ。誰でも知っているように、新暦では1月1日が新年の始まりである。だが、なぜそうなるのだろうか。実は、新暦の年初めは無意味に設定され、確かな根拠はない。強いて言えば、春分が3月21日になるように年始を逆算して決めているわけだ。旧暦の年始は、立春に近い新月の日に定められている。つまり、旧暦は太陽と月の運行から年月日、年始を決めているのだ。

旧暦は正しくは太陰太陽暦であり、農暦とも呼ば

れている。ちなみに、アジア諸国の行事は農暦が中心であり、旧正月が一般的だ。正月を新暦で祝っている日本は、農暦を無視しており異例だ。

さて、日本は1873年（明治6年）に太陽暦を採用した。近代国家を形成するためには、世界標準の暦を利用せざるを得なかった。また、同時に、定時法が採用され、時刻の標準化が図られた。定時法とは、現在、利用している午前・午後それぞれ12時間という一昼夜を等分する方法だ。近代化の前提として、暦と時間の標準化が図られ、その結果、季節感のないカレンダーと無機質な絶対時間が日本全国を覆っていった。

それ以前には、不定時法という昼夜別々に6等分する方法が用いられた。季節によって昼夜の長さが異なるため、「一時」の長さも伸縮する。冬至と夏至では、「明六つ」「暮六つ」などの時刻は2時間半の差がある。明治政府は旧暦を「暦に記載することを廃する」決定を行い、明治43年以降、文部省令によって記載が禁止された。また、相対時間の不定時法は時計の普及とともに忘れ去られ、世界標準時基準の絶対時間が人々を拘束するようになった。

江戸時代の薩摩暦には「昼夜の刻数はこの国の見るところなり、他国のためにあらず」と付記され、薩摩の日の出・日の入りの観測値が記されていた。これは西南の地理的特性が考慮された公認の地域独自の暦であった。島津久成は明治政府の太陽暦採用に激怒したという。そうした地域固有の暦や時間は近代化によって壊滅した。

しかし、最近、旧暦は静かなブームだ。旧暦には季節感や生活感がある。「葉月」「長月」などの和風月名は、番号月名よりも情緒がある。また、戦後、昭和21年から旧暦が暦に自由に記載できるようになったので、「立春」「立秋」などの旧暦用語がいまでも暦に記載されているのをみかける。この節気用語はいかにも古臭いイメージだが、内容は「科学的」だ。

これは、農耕作業を正確に行うために、太陽の運行をもとに、四季をそれぞれ六分割、一年を24等分して季節名を付した太陽暦だ。また、月の満ち欠けは潮の満ち引きや生体のリズムに多大の影響を与えている。「人は満潮時に生まれ、干潮時に死ぬ」といわれている。暦は四季折々の労働や暮らしに必要な不可欠なものであった。

近年の旧暦ブームは、いのちのリズムの復興を求めているのではないだろうか。自然のリズムに沿った暮らし、ゆったりした人間らしい日々や年月、そ

して人生を取り戻したいのだ。近代の機械的時間に人間が管理され、スケジュール表や時計の針に追われ続ける機械的な労働や暮らしは、生物としての人間の限界を超えようとしているのではないだろうか。

時間生物学という新しい研究分野がある。その研究成果によれば、生物には生体リズムがあり、それは宇宙活動、つまり地球、月、太陽などの運動に生命が適応した結果であるという。昼夜、季節、潮の干満などが、いのちのリズムを生み出したのだ。生物には体内時計があり、すべての生物に昼夜のリズムがみられ、それは35億年前に獲得されたという。

繁殖活動など多様な生体リズムは、生命にとっての根源的な現象であるといわれている。哺乳類の時計遺伝子が1997年に発見された。生体リズムに合った農暦が、世界標準の無機質な暦や絶対時間を補完すべき時代が来たのではないだろうか。

II. 開放系農業経営の創出

1. 農業・農村は誰のものか？

地球の表面は広大な海と陸地だ。耕地は陸の極一部を占めるに過ぎない。耕地の土は貴重な有限の資源である。「身土不二」という言葉があるが、まさに、土と生き物とは構成元素がほぼ同じだ。地表の物質は土や様々な生き物に形を変えて循環している。降雨つまり水が河川や地下を通して、山岳、森、農地、そして海をつないでいる。人類の生存は、そうした物質循環の一環に位置づけられている。

太陽や地球は「誰のものなのか」と問われれば、人間を含む生き物の共有物（コモンズ）としか応えられない。それと同じように、土壌も共有物だ。土地は重要な生命の基盤であり、公益的な機能を持った資源といってよい。しかしながら、現実には土地や農地は共有物ではなく、私的な所有の対象となり、排他的な利用・管理がなされている。これは不思議だ。

食料・農業・農村基本法には、農業生産活動の「多面的機能の発揮」（第3条）が明記され、また、「農業の持続的な発展」（第4条）でも多面的機能の重要性和自然循環機能の維持増進が謳われているし、「農村の振興」（第5条）でも多面的機能の適切かつ十分な発揮のための生産・生活環境整備が位置づけられている。この農業・農村の多面的機能とは何だろうか。

日本学術会議は「地球環境・人間生活に関わる農

業及び森林の多面的機能の評価について」という答申を2001年に出した。試算結果によれば、多面的機能の評価額は森林70.3兆円、農業2.4兆円に達するという。ちなみに、農業生産額は10.1兆円、市場で販売された額だ。多面的機能の評価額は農業生産に伴う公益的価値を貨幣換算したものだ。つまり、農業生産が生み出している経済的総価値のうち、市場から対価を受け取っているのは8割にとどまり、無償提供が2割に及ぶ。森林では、無償提供の価値額が市場取引額を超過している。要するに、農業生産は私的な経済活動として行われているが、公益的な機能を発揮しているのである。換言すれば、市場原理だけで動いているわけではないので、無償提供の享受者が管理に関与することが望ましい。

さて、改正農業経営基盤強化法が今国会で成立し、この9月から施行される。改正内容は大きく二つである。農地制度の規制緩和による株式会社の農業経営参入の全国化と、公的機関による遊休農地の所有者への制限を強化、である。一般の消費者が関与する余地は不十分だ。

農業基本計画の見直しに伴い、10年後の農業構造の展望が示され、農業法人を倍増するとの目標が設定された。その「担い手」政策の要に株式会社の農業経営参入が位置づけられている。改正法によって、株式会社の参入が農地リース方式で全国的に可能になる。これは、特区に限定して実施されていた措置の全国化である。市場原理による農地流動化の促進策といってよい。建設業、食品加工販売業などの地元企業だけでなく、株式公開企業の参入が促進される。さらには、農地リース方式にとどまらず、早晚、財界から農地所有容認の要求が強まるであろう。

また、遊休農地対策の体系化が図られ、買入れ協議や知事による特定利用権設定といった所有者の自由を制限する措置が盛り込まれた。これまでも、指導や市町村長による勧告も行われていた。憲法29条には財産権の自由が規定されているために、勧告以上の措置は認められないと言われていた。だが、改正後には、命令、貸付強制措置が講じられる。県の基本方針や市町村の基本構想に遊休農地解消対策を盛り込むことが定められた。勧告にとどまらず、従わない場合には、市町村、特定農業法人との買入れ協議が行われ、協議が不調なら知事が特定利用権を設定して強制的に法人等への貸付措置を講じることができる。市町村長による改善措置命令も定められた。公的機関の関与が強まった根拠は農地の公

益性である。

これで遊休農地を解消できるのだろうか。条件の良い農地は特定法人などが利用するだろうが、悪い農地は市場原理では救えない。一般市民・消費者の出資参加法人あるいは市町村農業公社などが農地を守る方向が不可欠だ。なお、この4月に日本生協連が「食料・食生活への提言」を発表した。そこには、農地・農業・農村を守る視点が明確には示されていない。高関税の通減による安い輸入農産物を求め、財界と同様の農地制度の規制緩和を提唱している。これは、地域生協の組合員の思いとは異なっているのではないだろうか。

2. 「開放系」農地制度の行方

農林業センサスの調査速報結果が先日発表された。これは、いわば「農業版国勢調査」だ。今回のセンサスでは「農林業経営体」という新たな概念が設けられた。経営に着目した調査が実施され、「経営体」は個人経営体、法人経営体、非法人の組織経営体に区分されている。この調査結果から、どのような農業の実態が浮かび上がってくるのだろうか。

「農業経営体」とは、具体的には経営耕地面積30a以上、または外形基準以上規模（農産物販売額50万円など）の事業体だ。この農業経営体数は198万9千経営、この5年間で16%減少した。経営耕地規模別にみると、10ha以上層の微増（3千増）、5ha以下層の激減（30万減）、という二極分化の傾向が顕著だ。販売金額規模別でも、3千万円以上の微増（5千増）、1千万円以下の激減（30万減）、という分化傾向がみられる。

要するに、農業経営体は、わずか2%程度の「勝ち組」と圧倒的多数の「負け組み」とに二極分化しているのだ。こうした状況の下で、経営耕地面積は28万haも減少し、耕作放棄地は4万ha増えて38万haに及ぶ。農地の減少・遊休化に歯止めがかからない、という危機的な状況だ。

グローバル化による市場競争にさらされ、わが国の農業全体が強い圧力で耕境外へ押し出されようとしている。今後、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）などが実施段階に入れば、さらに経済的環境は悪化すると予想される。

そうした厳しい状況の下で、抜本的な農地制度の改正が行われ、実施段階に入る。その要点は「開放系」への転換といってよいだろう。農業構造改革特区の全国区化が図られ、①農地リースによる一般企

業等の参入，②地方自治体・農協以外の主体による市民農園開設，③農地取得の下限面積要件緩和，④農業生産法人の事業要件緩和，などが可能になる。

また，水田集落営農の組織化・法人化が制度化された。県・市町村農業公社などの農地保有合理化法人による生産法人への金銭出資が創設され，新たに貸付信託制度も設けられた。そして，遊休農地の防止・解消のための体系的施策が強化され，市町村長による措置命令や代執行が制度化された。

特区への企業参入数（2005年5月）は全国107法人（うち株式会社53）である。鹿児島県では，5地区に21法人（うち株式会社11）が参入し，合計の経営面積は25haである。鹿児島は企業の農業経営参入の先進地域だ。また，市民農園の特区では，農業者を中心に旅館業，建設業，公社，NPO法人，生協などが140ヵ所開設している（04年10月）。今後，要望が多い小屋付きの滞在型市民農園が増加するだろう。

一般市民が農業に参入する障壁も低くなる。従来，農業を開始するためには，農地を最低50a取得（借地または所有）しなければならなかった。地域の状況に応じて，このハードルが10aにまで緩和可能になった。ちなみに，優良田園住宅制度は都市住民に人気があり，鹿児島市でも利用実績がある。これは優良な1戸建て住宅（300㎡以上，建ぺい率30%以下，容積率50%）を農山村地域（農振農用地からの除外），都市近郊地域（市街化調整区域）に建設する措置として設けられた。入居者は広い宅地の中でガーデニングや家庭菜園を楽しんでいる。今後，農業参入障壁が低くなると，多くの市民が農業者として農地を利用してガーデニングや家庭菜園を行うようになるだろう。

農業生産法人の事業要件も緩和され，農作業体験施設の運営や民宿業などが可能になる。また，新会社法の制定に伴い，有限会社が株式会社への統合され，新たにLLC（有限責任の合同会社）が創設された。これは，全員一致の意思決定，所有と経営の一致を原則とした人的会社である。消費者などがLLCの農業生産法人に出資した場合，この原則に従って経営に参画することとなる。なお，集落営農の組織化ではLLP（有限責任事業組合）が注目されている。LLPには法人格はないが，LLCと同様の原則の下に運営される。

今後，県の基本方針と市町村「農業基本構想」の変更が行われ，「開放系」の制度が全国各地で促進

される。とくに，市町村「基本構想」が諸施策の要になる。十分な議論を踏まえて，地域の個性が溢れる「開放系」の「構想」を構築して欲しい。

3. 農業法人の「多様な」展開

農業法人は全国的に増加傾向にあり，今後，さらに「多様な」形で展開を遂げていくと予想される。展開の方向として，どのような形が想定できるのだろうか。

「地域農業の核となる企業的経営の実現に向けて」という特集を，九州農政局は今年度の農業白書で組んでいる。農地を利用する農業生産法人の数は，全国7,383法人，九州1,151法人だ（2004年1月現在）。九州は全国の法人数の16%を占める。法人の形では，有限会社が多く，7割強を占める。

九州農業白書では，「多様な」農業法人の事例を紹介している。そのうち鹿児島の事例は，①有限会社・エコファーム（黒豚放牧直販・循環型農業：肝属町），②農事組合法人・どんどんファーム古殿（集落型JA出資参加法人，川辺町），③有限会社・Job（北海道の法人・借地で冬季キャベツ生産，出水市），④株式会社・藤井建設（農業特区参入・焼酎原料生産，大口市），⑤農事組合法人・小川共同農場（耕畜連携・堆肥製造販売，山川町），以上の5件だ。

企業の形が「多様」であり，事業内容も生産・加工・販売・交流と「多角的」だ。また，経営参入のルートも，遠隔地からの参入，地元企業・株式会社の参入，JA出資参加など，多岐にわたる。

ちなみに，どんどんファーム古殿は鹿児島県における特定農業法人第1号（05年5月）だ。これは，地域の農地を集積利用していく経営として，集落から合意を得た法人である。将来的には，法人に集落の水田の過半を集積する予定だ。今後，法人が米や乾燥納豆や発酵食品などの農産加工・販売事業を拡充・強化していくという。

さて，農林水産省は農業法人倍增の目標を掲げている。その政策の要は，株式会社の農業経営参入と家族経営・集落営農の法人化だ。株式会社の参入が農地リース方式で全国的に可能になったが，これは市場原理による農地流動化の促進策といってよい。だが，条件の不利な農地は市場原理では救えない。今後，建設業，食品加工販売業などの地元企業だけではなく，株式公開企業の参入が促進されるだろう。しかし，過度の期待は避けるべきだ。新会社法によ

るLLC（有限責任の合同会社）やLLP（有限責任事業組合）創設などに、これまでのいわば「株式会社万能論」に対する「揺り戻し現象」がみられる。物（資金・施設）よりも人（自由度・起業力）を重視する時代が到来し、「所有と経営の一致」による自治が重んじられる。

アメリカの例を概観してみよう。周知のように、アメリカは農産物輸出大国だ。農場は大規模である。だが、2002年センサスによれば、家族経営とパートナーシップが主流（農場数92.1%、面積66.6%）であり、企業農場の比率は意外に低い。企業農場のほとんどが家族所有企業であり、非家族所有の企業は農場数の1.0%、農地の3.1%を占めるに過ぎない。

パススルー税制が導入（1998年）されてから、LLC（有限責任の合同会社）が増えている。LLCは全員一致の意思決定、所有と経営の一致を原則とした人的会社法人だ。パススルー税制とは、法人税または構成員課税を選択できる方式だ。02年のデータでは、農業のLLC数は25,569、平均人数3.2人、合計利益マイナス8.2億ドル、となっている。つまり、多くのLLCは儲かっていないが、構成員課税の選択によって、構成員は欠損分を節税に利用している、と推測できる。なお、わが国で来春から施行される新会社法に基づくLLCは法人課税であり、パススルー税制はLLPに導入された。

また、パートナーシップの無限責任構成員を置かなければならないという問題点を解消するために、LLPが制度化（1990年代に各州）されたが、その数は多くはない。ただし、CSA（コミュニティー・サポーターズ・アグリカルチャー）という「地域が支援する農業」でLLPの活用事例があるという。CSAは日本の生協産直をモデルに普及した運動だ。具体的には、消費者が農産物代金の前払いによって資金的に農場を支援する方法などが取られている。アメリカ版産直は、LLP活用によって消費者の経営参加による新たな展開を遂げつつある。

来春から有限会社が廃止され、新設はできない。現在、農業法人で最も多い形が選択肢から消える。それに代わるのは株式会社だけではない。今後、わが国の農業でも、創設されたLLCやLLPを活用した参画・連携システムを早急に検討すべきだ。農業者・消費者・企業などが「多様な」選択肢の活用を競う時代が到来した。

4. 農と食・医の連携強化

わが国の食料消費支出総額は80兆円に及ぶ（2000年）。このうち国内の生産額シェアは、どれくらいだろうか。実は、国内生産額は12兆円、最終消費額の15%に過ぎない。そして、輸入品の増加が国内生産を圧迫している。生鮮品・最終加工品の輸入額は5兆円強であり、増加傾向をたどっている。

食料消費額の内訳をみると、加工食品が過半の52%を占め、ついで外食30%、生鮮品19%という状況だ。例えば、2002年の家計調査によると、米の購入額よりも、主食的調理食品（弁当・すし・おにぎりなど）への支出額の方が多い。外食・中食の傾向が強まり、生鮮農産物の消費は縮小してきた。

さらに、業務用の需要が増えるにつれて、その輸入依存度が高まった。例えば、食肉の業務用需要のシェア（2000年）は牛肉54%、うち輸入が7割強だ。同様に業務用シェアは鶏肉60%、豚肉31%、輸入依存度はともに半分以上に及ぶ。また、業務用の冷凍食品が増えて、現在100万トン程度だ。そのうち調理食品、つまり解凍して温めれば食べられるものが8割を占める。これも輸入品が多い。

端的に言えば、わが国の食料消費の現状は、加工や外食の「サービスを食べている」といってよい状況だ。そして、「安くサービスを提供する」ために原材料や加工品の輸入が急速に進んだ。今後も、こうした傾向が強まるであろう。こうした動向に、消費者は不安を感じている。また、地域産業は空洞化の危機にさらされつつある。

対処策として、国は外食の原産地表示のガイドラインを発表した。今後、外食事業者による自主的な表示の取り組みがはじまる。また、加工食品の原材料表示品目が増えた。さらに、地域の食品産業と農業の連携強化、食料産業クラスター（集積）形成などの取り組みが全国的に模索されつつある。

鹿児島県は、昨年7月に「食の安心・安全基本方針」を策定した。また、この春に「食と農の県民条例」が公布され、「基本方針」策定が進められている。その重要な柱は、農業と食品関連産業との連携強化だ。条例には食品関連業者の責務と役割として「県内農畜産物を利用した安全で安心な食品の供給」が明記された。また、地域特性を活かした「観光産業と外食産業との連携」による県内農畜産物の利用促進方向が示されている。

周知のように、食料品製造業は県の主要産業である。出荷額は県内の全製造業の半分を占め、従業員

数は3万人で製造業の3分の1以上に及ぶ。関係者の多くが、条例・方針に基づく「連携強化」の方策に期待している。それが農業・農村そして地域産業の存亡を左右する、といっても過言ではない。すでに、鹿児島では「さつまいもルネッサンス21の推進」の具体化として食料産業クラスターに取り組んでいる。また、さつまいも伝来300年記念イベントなど多様な活動が実施されている。こうした実績を基に連携の領域を広げていくべきだろう。

この7月から食育基本法が施行された。それに伴い、食品産業が食育に取り組む事例が出てきた。例えば、キッコーマンは小学生を対象に体感できる工場見学、社員による出前授業、など多様な活動を行っている。カゴメは幼稚園・保育園へトマト苗提供、食育絵本の作成・配付・販売、などの食育支援活動に取り組んでいる。また、イオンは「レッツ！食育」運動として、ふれあい収穫体験、親子健康教室、などを実施している。鹿児島でも、地域の特性を活かした食育活動を展開して欲しい。

今後、食と医の連携強化も重要な課題だ。一般食品の他に、「健康食品」など特殊なものがある。ある推計によれば、「健康食品」の市場規模は3.2兆円(2010年)へと成長するという。しかしながら、「健康食品」について、正確な知識を持っている消費者は少ない。

「保健機能食品」は「特定保健用食品(通称トクホ)」(1991年創設、個別審査・許可)と「栄養機能食品」(発足2001年、成分規格基準設定)とに区分される。「保健機能食品」は、従来の「医食分離」を改めて、食品に健康機能表示を認めた「医食同源」の施策と評価してよい。食品に補完・代替医療の機能を期待しているのだ。「保健機能食品」は、国が許可あるいは基準を定めている。それ以外の「健康食品」は一般食品に分類される。だが、これらの特殊な食品は医薬品ではない。コンビニやスーパーで販売され、利用者は増えている。食と医の連携強化は食育の一環として不可欠だ。

Ⅲ. スローフード運動と農業・農村の展開方向 —イタリアの事例から—

1. なぜ、イタリアに魅せられるのか？

イタリアは世界的な観光地だ。イタリアには世界各地の人々が訪れる。日本人にも人気が高い。イタリアの魅力は「歴史と芸術の国」に固有な個性であ

る、といってよいだろう。ファッション・デザイン、都市建築、芸術など、イタリアには個性があふれている。ミラノ、フィレンツェ、ボローニャ、ローマ、ナポリなど、イタリアの諸都市は芸術性に富む古都である。訪れた人たちがナポリに限らず、これらの都市を「見ずして死すべからず」と言いたくなるのもわかる気がする。

イタリアの義務教育では、音楽・演劇ホール、美術館、博物館、などへの入場は無料である。子供たちは第一級の芸術にたっぴりと漬かって育つのだ。学校の学習も、子供たちが各人自由に時間割を組んで進められるので、30人弱のクラスに教師3人ほどがついているという。日によっては一日中、お絵描きばかりをしている子供もいるようだ。こうしてイタリアの人たちの個性が育てられ、個性的なデザインや芸術が生み出されているのだ。

そして、何といってもイタリア料理が魅力的である。ワインとパスタ、ピッツァ、生ハム、チーズ、オリーブ・オイル……。イタリアは山幸、海幸が豊富だ。イタリアの大衆食堂の光景をみると、男女を問わず、老いも若きも、たっぴりと時間をかけて、よく食べ、よく語り、食事を楽しんでいるのが一目瞭然。人生の目的は「食の快楽」追及へのこだわりだ、そんな感じが漂っている。イタリア料理は日本人の嗜好にも合っていて、各地の個性的な料理はどれでも文句なくおいしい。

最近、イタリア各地の魅力的な農村を訪れる人たちが増えた。スローフード運動の展開とアグリツーリズムという滞在施設を備えた農場がそれに拍車をかけ、国内・国外の視察者や滞在旅行者が増加している。私も農村探訪の機会を得たので、以下に簡単に紹介したい。

2. 「スローフード宣言」の波紋は世界へ広がる

面白く読みやすい、お勧めの本が出た。それは、島村菜津『スローフードな人生!』新潮文庫2003年、である。この本は3年前の単行本が文庫本化されたものだ。著者の島村さんは東京芸大でイタリア美術史を専攻された、筆も立ち口も達者な才女である。この本が、わが国における「スローフード運動」の火付け役になった。いまでは、ニッポン東京スローフード協会をはじめ、全国各地に協会が設立され、運動の輪が広がっている。

さて、「スローフード」とは何か、その「運動」とはどのようなものなのだろうか? 「スローフー

ド運動」の発祥地はイタリア北部の田舎町ブラである。この地から宣言が1989年に発せられ、いまでは国際的な運動に発展し、現在、世界47カ国に700支部、8万人強の会員が組織されている。この宣言の趣旨や運動内容については『スローフード・バイブル』NHK出版2002年、を是非参照して欲しい。宣言文には「ファスト・ライフという世界的狂気」への対抗姿勢が示され、「人類を絶滅へ向かわせるスピードから自らを解放」する実践的運動として「スローフード」が提唱されている。運動のシンボルマークはカタツムリである。

この発端は、ファストフードの代表格のマクドナルドがローマに出店することへの反対運動であった。運動の背景には、アメリカ覇権主義への嫌悪やグローバルな画一的市場展開への反感などが渦巻いている。とにかく、彼らの生活基盤には多様な地域の個性に富んだ伝統的で豊かな食文化がある。それを破壊するものへの怒りが爆発した格好だ。簡単に言えば、運動の基本は、「本当においしい料理を食べ、おいしいワインを飲み続けたい」、「食の快楽追求はいいことだ、善である」という思想である。彼らは「真の文化は味覚の発達にこそある」と考えている。それらを守り発展させることが運動の原点である。本来の人間らしい豊かさの尺度は「生活の質」の向上であり、その生活の主軸に「食生活・文化」が位置づけられている。

この運動は瞬く間に国際的に広がった。また、トスカーナ地方では1999年から「スロー・シティ運動」が派生的に展開している。「スロー・シティ」では、街並み保存、職人技術の伝承、自転車道の普及などに関する宣言がなされ、「スロー・イズ・ベスト」の思想に基づき地域づくりや文化形成がなされている。

確かに、私たち自身「そんなに急いでどこへ行く？」と問われて、応えに窮する時代に生きている。ドック・イヤーといわれているように、まるで犬が人間の7-8倍のスピードで年をとるかのようになり、多くの人が超スピードの時間の激流に巻き込まれている。何事も急いで、簡便に食べて、素早く便利に生きて、いったい「節約した時間はどこへ行ったのか？」と、自問自答してみよう。おそらく「節約効果」は貧弱であり、ゆったりした時間は生まれずに、「ファスト・ライフ」の時間の激流にさらに深く飲み込まれているだけであろう。

「スローフード運動」の目的は、①伝統的な郷土

料理や質の良い食品の保護、②小生産者への支援、③消費者全体に「味の教育」推進、この3つである。具体的には、消滅の危機さらされている小規模・少量生産などを「味の箱舟」宣言により「保護品目」に指定して守る運動や、市民の五感生涯教育を通して「マスター・オブ・フード」の人材養成を図る取り組み、「エコ・グルメ意識」に基づき田園環境を守る運動など、多様な展開がみられる。さらには、「味覚の大学」という構想が打ち出され、総合的高等教育機関が2004年中に創設される予定である。シンボルマークのカタツムリは確実に歩みを世界に広げている。それもイメージに似つかわしくなく、かなり急速な波及である。

3. アグリツーリズム(農家民宿)と農村レストラン

アグリツーリズム協会は1973年に設立され、現在、イタリア全土で農家民宿が1万軒以上あるという。日本でもアグリツーリズム滞在記などの本が多数出ている。例えば、千厩ともえ『トスカーナのおいしい旅：イタリア田園の隠れ家に泊まる』中公文庫2002年(単行本1996年)、旅名人編『トスカーナ・ワイン紀行：イタリアの田園を味わう』日経BP社2000年、篠利幸『田園のイタリアへ！：アグリツーリズムの旅』NTT出版2003年などを読んで写真をみるだけで、旅行に行き行って滞在してきた気分になれる。これらの滞在記には、アグリツーリズムの体験談の紹介とともに、巻末には連絡先リストやホームページのアドレスなどが資料として載っている。インターネットでホームページをのぞいてみるといい。それだけでも癒し効果はあるが、実際にイタリアの田園に行ってみたくはならない。

トスカーナ地方のアグリツーリズムに関しては、英語版の案内サイトがあるのでマップやガイドをみて欲しい(www.agriturismo.regione.toscana.it/index-eng.htm)。ゴッホの有名な糸杉の風景絵画をみたことのある人は多いだろう。あの絵そのままの田園風景が広がっている。私たちが滞在したのはフォンテ・デ・メジチというところである(www.fontedemedici.com/eng/index.php)。この宿はアンティノッリというワイナリーが所有・経営している。有名なメジチ家の別荘を改造したもので、ブドウとオリーブの広大な果樹園の中に宿泊棟が8棟(30部屋)建っている。農家民宿とはいうものの大富豪の別荘といった様相である。各棟にはロビーやテラスなどがあり、ゆったりした造りになっている。各部屋にはキッチンがあり、食器もそろっ

ているので自炊も可能である。イタリアの人たちはバカンスのときには、こうした宿に家族そろって3週間以上滞在して、自然豊かな農村でゆったりと過ごしていくという。すでに、この宿のバカンス時期の予約は満杯だという。

私たちは近隣の農村レストランを経営しているアグリツーリズムを訪ねた。自家製のワインやオリーブ・オイルなどの直売店が併設され、広大な農園が周りを囲んでいる。レストランでは、まず、シェフ自らが私たちに「食の教育」を開始。「地元の紫タマネギでないと本物の味は出ない」、「この地域のエクストラ・バージン・オイルは最高だ」、「この牛には地元の餌しか与えていない（輸入飼料、抗生物質は使用しないのが当たり前）」、「このワインは熟成期間などの規定を満たした保障付き原産地統制名称DOCG、こちらのワインは原産地統制名称DOCだ」、などと地元の食材や農産加工品の解説をしてくれる。伝統的な調理法も教えてくれるし、調理のプロセスも見学できる。こうして食事をはじめのまですべて「食の教育」を受け、さらに食事には時間をかけて語り合う。まさに、「これが本物の豊かさである」と五感で体験できる。彼らは地元の農業と農村、そして伝統料理にゆるぎない誇りを持っている。

最近、日本では「地産地消」運動が広がり、各地で「食農教育」の取り組みが行われつつある。イタリアのスローフード運動は良いお手本だ。農村は家族で滞在できる国民の共有財産（コモンズ）といってよいだろう。イタリアでは、地に足の着いた「都市と農村の交流・共生」が実践されている。短い旅だったが、五感を通してイタリアから学んだことは

多い。本当の豊かな暮らしのあり方や、日本の農業・農村の果たすべき役割がみえた気がする。

【初出一覧】

- I-1；南日本新聞「時論」2004年9月3日。
I-2～7, II-1～4；南日本新聞「論点」2005年1月24日～11月28日。
III；「アーシアン」地球環境財団2004年2月。

注記；2005年9月以降の「論点」について、校正時に追加。

【主要参考文献】

- [1] 荒井政治『レジャーの社会経済史』東洋経済新報社、1989年。
[2] 川村・小門『サステイナブル・コミュニティ』学芸出版社、1995年。
[3] 本川達雄『時間：生物の視点とヒトの生き方』NHK出版、1996年。
[4] 青木宏一郎『江戸の園芸—自然と行楽文化—』ちくま新書、1998年。
[5] 平松紘『イギリス緑の庶民物語』明石書店、1999年。
[6] Edited by Susan Gordon, "Walkers' Britain; Discovering 30 Long Distance Footpaths" A.A. Reprinted 1999.
[7] 中江克己『江戸の遊歩術』光文社、2001年。
[8] 海野弘『足が未来をつくる』羊泉社、2004年。
[9] 平松紘『ウォーキング大国イギリス』明石書店、2002年。
[10] 中瀬・林『緑のコミュニティデザイン』学芸出版社、2002年。
[11] 越川秀治『コミュニティガーデン』学芸出版社、2002年。
[12] Mark Francis, "Village Homes; A Community by Design" Island Press, 2003.

Farm Management and Countryside Planning in the 21st Century

Kunihiro AKIYAMA

(Laboratory of Farm Management)

Summary

Various problems of farm management and countryside planning are discussed using previously published material. The first section deals with problems in the countryside, and restructuring to the open system. The second section deals with problems of farm management, and reformation of the farmland tenure system. The third section compares the situations in Japan and Italy. A concrete plan is proposed. An important issue is the involvement of the people in the creation of the new system.

Key words : Countryside planning, Farm management, Farmland tenure system, Open system